

# 身体的拘束等適正化のための指針

株式会社 MIT コーポレーション

放課後等デイサービス チャイルドパークくまの家  
放課後等デイサービス チャイルドパークくまの家 津島校

## 1. 基本方針

株式会社 MIT コーポレーションが運営する障害通所支援事業所では、児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）の理念に基づき、身体拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであるとし、当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努めます。

## 2. 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則である。例外的に以下の 3 つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- 1 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
  - 2 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
  - 3 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
- ※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件を全て満たすことが必要である

## 3. 委員会の設置

身体拘束実施の判断の観点から「虐待防止・身体拘束適正委員会」（以下「委員会」という。）を組成します。なお、本委員会の統括責任者は施設長（管理者）とし、身体拘束に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）を定めます。

- 委員会は、必要な都度担当者が招集します。（必要時、年 1 回以上）
- 委員会の委員は、施設長(管理者)、児童指導員とします。
- 委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。
  - ①身体拘束等適正化のための指針の整備に関すること
  - ②身体拘束等適正化のための職員研修の内容に関すること
  - ③身体的拘束を実施する場合の手順等に関すること

## 4. 身体的拘束を行う際の報告・対応について

やむを得ず身体的拘束を行う場合(緊急時の対応、注意事項) 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

### (1) 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、1.切迫性 2.非代替性 3.一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体的拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

#### (2)利用者本人や家族等に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。行動制限の同意書の説明をし、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と 方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

#### (3)記録

記録専用の様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知する。

#### (4)拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告する。

### 4. 虐待の防止のための職員研修

全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を実施します。

- 定期的な教育・研修(年 1 回)の実施
- 新任者に対する身体的拘束等適正化のための研修の実施
- 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、紙面または電磁的記録等により保存します。

### 5. 利用者等に対する当該指針の閲覧

○ 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

(附則)

この指針は、2022 年 4 月 1 日より施行する

この指針は、2025 年 4 月 1 日より施行する